

医療法人●●病院「通所リハビリテーションマネジメント加算」手順(案)

2015年 月 日作成

医療法人●●病院通所リハビリテーション事業所において、2015年度介護報酬改定で見直し評価されたリハビリテーションマネジメント加算算定上の手順を以下に新設する。

アセスメント様式などは通知(老老発0327 第3号/平成27年3月27日/厚生労働省老健局老人保健課長通知)に定められた様式をもとに事業所で作成した書式を活用する。

1. 目的と適用範囲

リハビリテーションマネジメントは、調査(Survey)、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(SPDCA)の構築を通じて、心身機能、活動および参加について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを継続的に管理することによって、質の高いリハビリテーションの提供を目指すことを目的とする。リハビリテーションマネジメントは、原則して利用者全員に対して実施し、利用者ごとにケアマネジメントの一環として取り扱う。

リハビリテーションマネジメントは、SPDCAサイクルの構築を通じて、リハビリテーションの質の管理を行うものである。従って、事業所における多職種協働の体制等が異なることに鑑み、リハビリテーションマネジメントの加算の種類を選択する。

リハビリテーションマネジメントについては、本加算を初めて算定する場合、同意を得た日の属する月から適応する。また、初回は暫定計画を作成し、2週間以内にリハビリテーション計画を作成する。その後は原則3カ月以内にリハビリテーション計画書を見直し、必要に応じて作成する。その他、リハビリテーションマネジメント加算算定上の留意事項に沿って取り扱う。

2. リハビリテーションマネジメント加算算定前の利用者などの情報収集

事業所職員は、加算算定前またはサービス提供前に、医師より利用者の医療提供の状況について、また介護支援専門員より支援の総合方針、解決すべき課題および短期目標などについて、情報を入手する。入手方法については、主治医が別の医療機関の場合、事業所の医師より診療情報提供書を活用して入手する。介護支援専門員が、別法人の場合は、ケアプランまたはサービス担当者会議などにより入手する。同一法人の場合は、法人内メールを活用して入手するものとする。併せて、利用者が希望する日常生活上の活動や参加の内容を把握する。

3. リハビリテーション計画書の作成とリハビリテーションの実施

利用者に関する収集した情報を踏まえ、医師、理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士(セラピスト)は、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握(アセスメント)を行う。

アセスメントをもとに、医師およびセラピストは必要に応じて、介護支援専門員およびケアプランに記載された各サービス担当者の参加のもと、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの具体的な内容、短期集中個別リハビリテーション実施加算や認知症短期集中リハビリテーション実施加算等の加算の算定の有無、リハビリテーションの提供時間、実施頻度、リハビリテーション提供中の具体的な対応などを定めたリハビリテーション計画書について検討する。万一、リハビリテーション会議に欠席者が生じた場合、欠席理由を会議録に記載し、会議に参加した職員が速やかに会議録を作成して、参加者および欠席者に交付して情報共有する。

なお、ケアプランの変更が生じる場合は、速やかに介護支援専門員に情報提供を行う。

会議で作成したリハビリテーション計画書は、原則として医師またはセラピストが利用者または家族に説明し同意を得る。この場合、リハビリテーションマネジメント加算Ⅱを算定する場合、必ず医師から利用者などに説明して、書面で同意を得る。

新規サービス利用者は、サービス提供後1カ月以内に、医師または医師の指示を受けたセラピストが利用者居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査などを行う。医師または医師の指示を受けたセラピストは、リハビリテーション計画書に基づきリハビリテーションサービスを実施する。

4. 介護支援専門員を通じた情報提供内容

セラピストは介護支援専門員を通じて、訪問介護その他の居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、以下の情報を伝達するなどして連携を図る。この場合、リハビリテーション計画書に記載して介護支援専門員に交付することで情報伝達に代えることができる。

<リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ>

①利用者およびその家族の活動や参加に向けた希望および将来利用を希望する社会参加に資する取り組み

②利用者の日常生活能力を維持または向上させる介護の方法およびその留意点

③その他、リハビリテーションの観点から情報共有をすることが必要な内容

<リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ>

上記項目に加え、以下の項目を追加する。

①利用者の基本的動作能力、応用的動作能力および社会適応能力などの日常生活能力ならびにその能力の改善の可能性

②家屋等の環境調整の可能性および家具や調理器具などの生活用具の工夫

5. サービスの利用終了時の説明等

サービス終了1カ月前以内に、医師、セラピストなどによるリハビリテーション会議を行う。その際、終了後に利用予定の介護支援専門員や他の居宅サービス事業所のサービス担当者、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する際は、その担当者などの参加を求める。利用終了時に、介護支援専門員や医師に対し、リハビリテーションに必要な観点から情報提供を行う。

6. その他

本手順内容に変更が生ずる場合は、事業所内職員による会議を行い見直しする。